

別記様式 1

# 特定間伐等促進計画

北海道枝幸郡枝幸町

令和3年7月

### 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で6,480ha（年平均648ha）の間伐をおこなうことを目標とする。

また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

### 2 特定間伐等促進計画の区域

北海道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、当町の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

### 3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐・造林に関する事項
- (2) その他間伐及び造林に関する事項
- (3) 作業路網に関する事項
- (4) その他施設に関する事項
- (5) 事業実施箇所・・・・・・・・・・別図のとおり

別紙のとおり

凡例参考

- 特定間伐等促進計画の区域・・・■
- 間伐・・・・・・・・・・■
- 造林・・・・・・・・・・■
- 作業路網等・・・・・・・・・・—

### 4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
- (2) その他間伐及び造林
- (3) 作業路網
- (4) その他施設

別紙のとおり

## 5 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

当町の森林経営計画の策定率は、86パーセントとなっており、既存の森林経営計画を軸として未策定者の参画に努めるとともに、施業の効率化・共同化等を図るため、事業実施主体等による透明性のある提案型森林施業の実施を促進するものとし、森林施業プランナー等の活用を積極的に行うものとします。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

当町では、大規模森林所有者による森林施業が行われる一方で、小規模森林所有者も多数存在しており、世代交代等による不在村森林所有者が増加し、効率的な森林施業を進める障害となっている。このことから、小規模森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林GIS等の電子データの活用や森林組合をはじめとする事業実施主体等の協力を得て、森林情報の収集及び解析等を進め、効率的な森林施業の推進に努めるものとします。

また、収集した森林情報等を活用し、施業の集約に必要な合意形成活動を支援するものとします。

## 6 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

各事業実施主体等の作業システムに応じた作業路網の計画及び整備を図るため、現行の作業システム及び既存路網の配置状況等を勘案した作業路網の整備に努めるとともに、新規路網計画の検討等にあたっては、各関係機関と情報の共有化を図り、計画的かつ効率的な森林施業が図られるよう努めるものとします。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

効率的な作業システムに欠かせない高性能林業機械等の導入にあたっては、国等の補助事業を活用し、実施する整備に要する経費に対して、必要な助成を行い、持続可能な森林整備の推進を図るものとします。

また、既に高性能林業機械等を導入している事業実施主体等に対しては、最新の作業システムに関する情報提供に努めるものとします。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

コンテナ苗の流通量は増加傾向となっているものの、需要量に対して供給量が下回っていることから低コスト化の推進は、現状としては難しいところではあるが、林業生産コストの低減を図るため、長期的な展望を見据えた施業の実施が図られるよう、各種の試験研究成果等の情報提供に努めるものとします。

また、適地適木による植栽樹種の選定や低密度植栽の検討など、地域の自然条件を勘案した低コスト化の促進に努めるものとします。

## 7 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

国、道及び近隣の市町村と連携を図り、川上、川中、川下等関係者の意見を幅広く取り入れ合意形成を図る必要があることから、関係者が集まる懇談会、協議会、検討会などの開催若しくは参加への取組に努めるものとします。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

森林経営計画における伐採計画量など供給に関する情報提供に努めるものとします。

## 8 人材の育成・確保等

国や道と連携を図り技術者を対象とした技能・技術研修会等の活用を促進するとともに、新規就業者の確保及び支援に必要な体制の強化を図るものとします。

また、森林施業にあたっては、労働安全衛生管理に努める「北海道林業事業者登録制度」の登録事業者の活用を促進するものとします。

更に、労働死亡災害の発生割合が他の職種比べて高い林業においては、社会保険の加入の徹底を図るものとし、林業事業者における技能労働者への適切な賃金水準の確保に関する取組みに努めるものとします。